

質 問 回 答

2017 年 10 月 23 日

「セネガル国 IUU 漁業対策・海難事故防止に係る情報収集・確認調査」

(公示日 : 2017 年 10 月 11 日 / 公示番号 : 170764) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	4.業務実施方針及び留意事項(2)本邦招聘の実施	「JICA セネガル事務所と協力し渡航手続き、受け入れ手続きを実施する」と記載されていますが、「コンサルタント等契約における研修・招聘実施ガイドライン」の通り、業務の対象は、原則「実施業務」のみで、それ以外の「受入業務」及び「監理業務」は、JICA 国内事業部 / 国内機関又は事業担当部でご対応頂き、コンサルタントは適宜調整に協力するという理解でよろしいでしょうか？また、本邦招聘にかかる経費については別見積りに含めてよろしいでしょうか？	ご指摘のとおり、「コンサルタント等契約における研修・招聘実施ガイドライン」(2017年6月版)に従い、原則「実施業務」を対応頂き、「受入業務」及び「管理業務」は JICA および招へい支援委託先が実施することを想定しています。従って【第 2 業務の目的・内容に関する事項】4.(2)を「(略)」…また、JICA セネガル事務所と協力し渡航手続き、受け入れ手続きを実施する。…(略)」から「(略)」…また、JICA セネガル事務所と協力し本邦招聘にかかる実施業務を行い、受入業務、管理業務を支援する。…(略)」に修正します。 また、本邦招聘にかかる経費は別見積りに含めてください。従って本文第 7(5)に「本邦招聘にかかる経費」を追記するとともに、【第 2 業務の目的・内容に関する事項】4.(2)末尾に「また、本邦招聘にかかる経費は別見積り」とすること。」を追記します。

以 上